

# 災害危険箇所

## 豪雪地帯対策特別措置法による指定豪雪地帯

昭和38年総理府告示第43号

昭和46年総理府告示第41号

昭和54年総理府告示第14号

〔地域県民部地域振興課〕  
11.4.1.現在

区分	条項	市町村名
豪雪地帯	第2条第1項	高山市、関ヶ原町、揖斐川町、谷汲村、春日村、久瀬村、藤橋村、旧根尾村（本巢市）、美山町、洞戸村、板取村、八幡町、大和町、白鳥町、高鷲村、明宝村、馬瀬村、丹生川村、清見村、宮村、久々野町、朝日村、高根村、古川町、国府町、上宝村
特別豪雪地帯 (7町村)	第2条第2項	坂内村、藤橋村（旧徳山村の区域）、荘川村、白川村、河合村、宮川村、神岡町

